

規制改革推進会議（第23回）終了後記者会見 議事概要

1．日時：平成29年11月29日（水）18:20～18:51

2．場所：合同庁舎8号館S101・S103会見室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長、安念座長、原座長

4．議事概要：

大田議長 お待たせいたしました。ただいま官邸で第23回「規制改革推進会議」が終わり、第2次答申を取りまとめました。

まず、きょうの議題としましては、答申取りまとめに入る前に、「新たなニーズに対応した農地制度の見直しに関する意見」を取りまとめております。

お手元の資料でごらんください。農業生産のやり方も多様化してきております。なるべく農業の生産性を高め、効率化し、農業従事者の所得を上げるために阻害要因となっているものを取り除くということで、この「意見」では第1に、底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法上の取り扱い。これまでは土を耕すという形でないと農地として認められていなかったものを農業用のハウス、植物工場といった生産形態についても等しく扱えるようにするという提言しております。第2に、農地を集約化するに当たって、相続未登記農地、所有者不明の農地についても利用を促進しなければいけないということで意見を取りまとめております。

これについて意見が1つ出されました。コンクリート張りした農業用ハウスについて「対応すべき事項」の（2）をごらんいただきますと、「施設を設置しようとする際に、施設を設置しようとする者は、あらかじめ農地制度を担う農業委員会に届け出る仕組みを設ける。これにより、設置しようとする者が、農地に設置できる施設か否かを事前に把握する」と書かれています。この箇所について、これは農業委員会にお伺いを立てる仕組みなのかという質問がありました。

これは、農業委員会にあくまで届け出る仕組みです。この点はワーキング・グループでも重要だと指摘されたことですが、あくまで届け出るのであって、許可するとかそういうことではないと。設置しようとする人が農地として扱われる施設かどうかを事前に把握するための仕組みであると。なぜ農業委員会に届け出る仕組みが要るかといいますと、農業委員会が農地の現況把握をするために必要だからです。

どういう場合に農地として同様に扱うかは、国がルールはつくりますけれども、例えば農業用ハウスに車で運ぶときの道、これはここに書かれている「農作物の栽培に必要な施設」と扱われるのかどうかといったことは、農業従事者の方も判断に迷うことがありますので、それを農業委員会に届け出て、そこで該当するかどうかを把握する、ということで

あるという御説明をいたしました。

出た意見は以上で、原案どおり承認されました。

続いて、第2次答申について審議をいたしました。

これについては、出された質問は、電波に関して、オークションという仕組みを導入していないのはOECD35カ国の中で日本だけだということだが、電波という資源の活用方法としてオークションという仕組みも重要であると。これについて総務省は期限を切って整える、という議論が出たのかどうかという質問がありました。原座長から後ほど御説明があると思いますが、「価格競争の要素を含む新たな方式を設け、平成30年度中に法案化する」という説明がありました。

答申については、原案どおり承認されました。

今回は、保育、電波、林業の3分野についての答申です。それぞれ座長から御説明いただきますが、最初に私から一言申し上げますと、実質2カ月という短い期間でしたけれども、この3分野でしっかりとした成果を出すことができたと考えております。

まず、保育分野では、国と市区町村の取り組みにとどまらず、都道府県が解決へのプラットフォームを設置して関係者が全員参加のもとで待機児童ゼロに取り組むという枠組みを取りまとめております。

電波分野では、長年の難題であった電波制度の改革を大きく前進させる内容を取りまとめています。

林業分野では、人工林が本格的な伐採期を迎えたこの機を逃さず、林業と木材関連産業を地域経済の柱にするための枠組みを取りまとめました。

私からは、この答申が実現し、成果が着実に生まれるように、総理、官房長官、梶山大臣初め皆様のサポートをよろしく頼むということを発表いたしました。

林業につきましては、前回の記者会見で、取りまとめ内容を既に御説明しておりますので、保育と電波について、座長から答申の内容を簡単に説明してもらいます。

お手元に「補足説明資料」と書かれた色刷りの資料があります。これを使って説明してもらいます。

では、安念座長、よろしく申し上げます。

安念座長 保育・雇用ワーキング・グループの座長をしております安念と申します。どうぞよろしく願いいたします。

概要については大田議長から御紹介いただいたとおりでございますが、「補足説明資料」の1をごらんください。

現状の認識からまず申し上げます。現状と書いてある部分の左側の絵をごらんいただきたいのですが、待機児童がどれくらいいるかということ、実は余り傾向性がないのでして、入園申込者が非常に多数であっても、待機児童が非常に少ない自治体が少なくとも幾つかはございます。一方、入園希望者はそれほど多いわけではないのだが待機児童の数は非常に多いという自治体、これは多数ございます。

なぜこういう差が生ずるのか。これは一概にとはとても言えないことですが、1つの理由として、あくまで1つですけれども、上乗せ基準といって人員の配置などについて国の基準よりも手厚い措置をとっておられる自治体には、やはり待機児童が多いという傾向は見られます。ただ、それが唯一の要因ではないということは申すまでもないことだと思います。

そこで、課題でございますが、何と云っても各自治体、市区町村はもう頑張り代がないと言っていいくらい頑張っておられまして、これ以上、市区町村だけでは打開できないというのが現状だろうと認識しております。したがって、国はもちろんです、都道府県も巻き込んで新しい仕組みをつくっていかねばならないと考えた次第です。

そこで、提言でございますが、4つに分かれておりまして、今、ごらんいただいている紙の一番下の部分でございます。

関係者全員参加のもとで協議する場を都道府県に設置するということですが、これは都道府県に手を挙げていただいて設置するものだと思います。今まで国と市区町村との対話の場というのは結構あったのですが、都道府県にリーダーシップを発揮していただくということだと思います。大切なことは関係者全員参加ということですが、国、都道府県、市区町村はもちろんのこと、さらには事業者や有識者の皆さんにも加わっていただくことになるだろうと思います。このような場をつくるというのがまず第1でございます。待機児童緊急対策地域というものを都道府県の手挙げ方式によって指定する。もちろん、待機児童が一定数おられるという地域のことだと思います。

そこで、都道府県に待機児童対策協議会というのを設置していただきまして、都道府県の子ども・子育て支援事業支援計画に反映をしていただくと考えております。

1ページめくっていただくと、その裏側でございますが、2ページ、これが待機児童対策協議会で実際にやっていただきたいと思っている事項でございます。

もう一回、1ページに戻っていただきまして、これが協議の場というプラットフォームの設定でございますが、単に事実上設けるというものではなくて、法律の根拠でもって設けるといふことにしたいと思っております。

これが提言の第1ですが、2、3、4もこのプラットフォームの中での協議ということと大いに重なり合うのですが、まず第2といたしまして、保育にかかわる情報の共有化ということでございます。これは要するに見える化ということです。ユーザーの方、つまり、保護者の方が見たい情報を見たいときに見られる。そういう仕組みを整えておきたい。特に比較するということが大切でございます、他の自治体はどうなっているのか、あるいは同じ自治体の中でも他の区域ではどうなっているのかも比較できるようにしなければならない。そして、比較できるようにするためには、ある程度、開示される情報が標準化されているという必要がございますので、それも進めていきたいと思っております。

もう一つは、企業主導型保育というのに非常に大きな期待がかかっているのですが、この企業主導型保育をなさる事業者の方と市区町村の間の連携と申しますか、情報の共有を

進めたいと考えております。これが第2です。

第3が、自治体の待機児童解消の取り組みを促す制度改革でございますが、企業主導型保育事業の地域枠というのがございまして、今までは5割というのを標準にしておりますが、もし空きがあるのであれば地域の皆さんをもっと多く受け入れてもよいのではないかと考えまして、その拡充を提案しております。その他、幾つかそこに書いてあるとおりでございます。

、これもよく言われていることでございますが、保育人材、つまり、保育士さんをどのように確保するかということでございます。これもたった1つの対策が決め手になるということはないのですが、今回注目いたしましたのは、短時間保育士、つまり、パートタイムで働かれる保育士さんの活用ということでございまして、これについても先ほどの協議会、プラットフォームの場で調整をしていただきたいと思います。特に区市町村によっては、フルタイムの保育士さんとパートタイムの保育士さんについて、助成金等での扱いの違いもあるやに聞いておりますので、そうしたものを是正していただきたいと思いますということを提案しております。

以上でございます。

大田議長 それでは、原座長、お願いします。

原座長 ありがとうございます。投資のワーキング・グループの座長の原でございます。

「補足説明資料」の3ページと4ページが電波制度改革の部分ですので、この2枚をごらんいただきながらお聞きいただければと思います。

まず、今回、私たちがこの電波制度について議論した背景でございますが、これまでも申し上げておりますとおり、Society5.0において新しい電波利用ニーズが飛躍的に拡大をしていく。IoT、自動走行、ドローン、あるいは大容量での高速の動画配信などなど、さまざまな電波利用ニーズが飛躍的に拡大していきます。その中で、電波は本来、国民共有の財産であるということに立ち返って、いかに新しいニーズに対応するため、最大限有効に活用していくかという方策を検討したわけでございます。

これまで、この議論をするとすぐにオークションをやるのですか、やらないのですかということにばかり注目が集まるのですが、これはこれまで会議の中でも私は繰り返し申してまいりましたが、要素の1つにすぎないということだと思っております。

今回の答申のポイントでございますが、4ページのほうでございまして、4つの柱に分けて書いております。まず第1の柱が一番左側に見える化でございます。この絵は話をわかりやすくするためにあえて土地の利用に例えて絵をつけておるのですが、現状、一番左側のところでは、雲がかかっています。何を意味しているかということ、どの区画が誰にどう利用されているのか、また、どこが空き地になっているのかが雲がかかっているよくわからない状況になっているということです。

また、割り当てられていても実際には年1回のイベントでしか使われていないとか、いわば都心の一等地で低層利用されているようなケースもある。利用実態も含めて徹底した

見える化を図るということです。

下の箱のところは2つ挙げておりますが、まず公共部門については、どこに割り当てられているのかということさえブラックボックスになっている。これを海外の例も参考に積極的に開示をしていく。また、利用実態については、実際に利用しているのかどうか。これは電波の発射状況を調査するということによって相当程度わかりますので、これを強化して徹底した見える化を行っていく。これが第1の柱でございます。

もう一つ右に移りまして、帯域の確保でございます。この新しい用地を確保していくためには、当然ながら有効に利用されていない区画を返上する、移行する、共有するといった形で区画整理を行っていく必要があるわけです。今回の答申の中では、まず、制度的な対応として返上のための仕組み、また、返上することに対するインセンティブを与える仕組みを構築するというようにしております。

また、有効利用の余地の大きいと考えられる分野として、公共部門がございます。現状では、警察、消防、防災、防衛、国土交通など、各行政機関、また自治体がそれぞれ自前の通信網を持って電波を使っているわけです。一方で、欧米や韓国など諸外国を見ると、こうした機関がそれぞれに自前の通信網を持つのでなく、共同で利用できる公共安全用の通信網、ここでは公共安全LTEという言葉を使っておりますが、公共安全LTEを整備する動きが進んでいます。これができると何がいいかというと、電波の有効活用はもちろんできるわけですが、さらに加えて、これまで例えばトランシーバーでやりとりをしていたような人たちが現場の画像を直ちに現場から送れるようになる。また、行政機関同士で連携が円滑にできるようになるといった行政機能の向上も期待できるわけでございます。

こうした議論が我が国でもなされていなかったわけではないのですが、各省縦割りの壁があつてなかなか進んでいませんでした。今回の答申の中で、2020年までの実現可能性を含めて関係機関の参加した検討の場を設けるということにしております。

また、放送用の帯域についても、これまでのワーキング・グループの中で議論を繰り返して行ってきました。地上波のテレビの帯域は40チャンネル分、確保されているわけであり、もっと有効利用できるのではないかと指摘がある一方、干渉防止のために技術的に難しいという御意見もございました。また、今後、通信と放送の境目がさらになくなっていく中で、放送のあり方そのものも大きく変わっていく。より大きな視点で議論が必要でないかといった議論もございました。今回の答申では、この点は結論まで出し切れておりません。引き続き当会議で検討して放送の未来像も見据えた有効利用のあり方について、来年の6月までに成案を得るということにしたいと考えております。

3つ目の柱、第3に、割り当て方式でございます。このあけた土地をどう配分するかというのが3つ目の割り当ての話です。従来は総務省の比較審査で割り当てがなされてきておりました。オークションの導入について、慎重論の立場から設備投資がおくれる、利用料金が上がる、外資が入ってきて安全保障上の問題が生じるとかといった指摘がございます。一方で、諸外国を見ると、これも前のページに表をつけておりますけれども、日本を

除く全てのOECD加盟国で既に何らかの形で価格競争の仕組みが導入されている。また、途上国においてもインドやタイなど多くの国でこういった仕組みが導入をされています。

今回の答申でございますが、従来の比較審査の方式に加えて価格競争の要素を含む新たな総合評価の方式を導入するということにいたしました。平成30年度中の法案提出。これはSociety5.0の実現に向けて、速やかにこの方式を実現できるように検討を行い、平成31年の通常国会ということになると思いますが、ここで法案を提出して法整備をするということでございます。また、競り上げによるオークションは引き続き検討するということにしております。

これも、これまでのワーキング・グループで何度も議論になった点ですが、我が国はこの問題については諸外国から大きく出おくれてきておりました。これは結果として幸いなことに、諸外国の成功と失敗を全て踏まえて最適な制度設計ができるということだと確信をしております。

4つ目の柱が利用料です。現行の電波利用料については、3ページの前のところで「1MHz当たりの電波利用料」という小さな図をつけておりますけれども、通信と放送で比較をすると、1MHzの帯域幅で比較をしたときに約4倍の差がある。これに関しては係数の見直しなどを行って、これも平成31年度の通常国会で解決を図るということを盛り込んでおります。また、電波が国民共有の財産であるということ踏まえて、経済的価値に応じた負担を適正に求めるなど、制度の抜本見直しを検討するということにしております。

以上が答申のポイントでございます。

あと、もう一つだけ補足をいたしますと、先ほど官邸の会議でも私は申し上げましたが、議長からもお話のありましたとおり、この電波制度は本当に長い間議論のなされてきた難題でございました。この規制改革推進会議の前身というのは幾つもずっと歴代の会議があるのですが、さかのぼっていきますと平成7年に行政改革委員会規制緩和小委員会というのがございまして、このときから電波制度の議論はなされておりました。平成7年の規制緩和推進計画では、閣議決定なのですが、オークション方式の導入の可能性を含め割り当て方式のあり方を検討するといった決定がされておりました。また、その後も議論はたびたびなされていたわけですが、これは大きな前進ができずに、いわば硬い岩盤の最たるものということだったのだと思っております。今回の答申の中で幾つか引き続き検討するということで積み残した課題もございしますが、この長年の懸案について、一定の道筋を示せたのではないかと考えているところでございます。

以上です。

大田議長 ありがとうございます。

最後に、総理の御発言を御紹介いたします。

「9月より短期集中で検討を進めていただいた、待機児童解消、電波制度改革、林業改革の3つの重要事項について、本日、答申を取りまとめでいただきました。大田議長、金丸議長代理を初め委員の皆様の精力的な御審議に厚くお礼申し上げます。

待機児童解消に安倍政権は強い決意で取り組んでいます。保育所整備を進める市区町村が都道府県と一体となって取り組む新たな枠組みは、保育の受け皿づくりを加速する上で、大きな力となると考えます。

Society5.0を実現するためには、電波の有効利用が不可欠です。国民の財産である電波の経済的価値を最大限引き出すため、電波割り当ての仕組みや料金体系を抜本的に改革することが必要であります。

これらは、いずれも待ったなしの改革です。本日の答申で示された提案は、来月策定する経済政策パッケージに盛り込むことにより、政府の方針として決定し、速やかに改革を実行してまいります。

構造改革こそ、アベノミクスの生命線であり、今後も力強く規制改革にチャレンジしていく考えであります。委員の皆様には、引き続き、大胆な規制改革に精力的に取り組んでいただきたく、よろしく申し上げます」という御発言をいただきました。

私からは以上です。

司会 それでは、御質問のある方は挙手の上、お名前、御所属を言っていただきまして、簡潔にまとめて御質問いただければと思います。どなたかおられますか。

ないようでしたら終わりたいと思いますけれども、では、後ろの方。

記者 聞こえなかったので確認なのですが、電波制度改革のところでもいただいた資料の絵がついている4枚目なのですが、赤い印のところは平成30年度中に法案提出と書いてあって、赤いがないオークション制度の検討については、いつに法案提出の予定なのかお聞きしたいです。

原座長 スケジュールについては、第2次答申の本文のほうをごらんいただきますと、全ての項目についてどういうスケジュールで進めるのかというのが書いてございます。

10ページが割り当て手法の抜本見直しというところですが、aとbに分かれています。aのところは先ほど申し上げました価格競争の要素を含めた新たな方式の導入。こちらについては、平成30年夏までに検討・結論を出して、平成30年度中に法案提出ということでございます。bというところが先ほどの競り上げによるオークションについての検討ということでございますが、これはあくまで検討でございますので平成29年度以降、継続的に検討するという記載になっています。

記者 ありがとうございます。

司会 ほかにございますでしょうか。

では、その隣の方ですね。どうぞ。

記者 待機児童の関係でお伺いいたします。

自治体の上乗せ基準が待機児童の理由の1つであるということだったのですけれども、協議会で上乗せ基準についてはどのように取り扱うか、そのあたりをもう少し伺えますでしょうか。

安念座長 では、安念からお答え申し上げます。

答申本体の4ページをごらんいただけますでしょうか。その真ん中辺に「イ 上乗せ基準の見直し」という部分がございます。今回の答申では、上乗せ基準を例えばやめるとかもっと乗せるとか、そういう具体的なことを言うてはおりません。ただ、先ほど申しましたように、待機児童が滞留するというのでしょうか、減少と上乗せ基準とに一定の因果関係があるのではないかという指摘もございますところから、協議会において検証していただくということだけを書きました。

司会 ほかはいかがでしょうか。

記者 放送電波に関してなのですけれども、この平成30年夏までに検討等いろいろ分かれて書かれていますが、これは今後、こういった形で議論を進めていくことになるのでしょうか。規制改革もまた6月に向けていろいろ出していくと思うのですが、ここでも議論をする一方で、総務省の議論もする。そういったわかりやすくそのあたりのビジョンをどうやってしていくのかということについて教えてください。

原座長 ありがとうございます。

この10ページのところをごらんいただきますと、検討は並行して行うことになっていきます。まず総務省で検討していただく。この文面を見ていただくと、総務省は検討を行うということがまず書いてあり、総務省が検討を行うとともに会議において、この会議というのは規制改革推進会議、この会議のことです。この会議でも引き続き検討することにしております。

平成30年夏までというのは総務省の検討のことを言っていますが、私たちとしては、規制改革推進会議で推進するに当たっては、当然ながら、次の答申のタイミングまでに議論するということだと思っています。

記者 済みません、あわせてなのですが、次の答申のタイミングということは、毎年大体5月末、6月頭ということだと思えますが、そこに向けてということになるのでしょうか。そうすると、総務省の話よりも先行して答申を出すということになるのでしょうか。

原座長 ここは担当省での検討とこちらの会議での検討は並行して進むということはこれまでもございますけれども、適宜総務省での検討の状況は聞きながら私たちとして指摘をするところは指摘をし、並行してより建設的な結論が得られるような議論をしていくということになるかと思っています。

記者 済みません、あわせて最後なのですが、このワーキング・グループでまたそれはやっていくということなののでしょうか。それとも全体の規制改革推進会議の中でまた話し合っていくことなののでしょうか。

原座長 これは議長の御判断ですが、ワーキング・グループでよろしいですか。

大田議長 はい。

原座長 ワーキング・グループを想定しています。

記者 これを継続するということがよろしいですか。

原座長 はい。そうです。

司会 ほかほかでございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、記者会見を終了します。ありがとうございました。

大田議長 ありがとうございました。